

独立行政法人の業務実績に関する評価基準細則（案）

平成 23 年 ○ 月 ○ 日 決定
厚生労働省独立行政法人評価委員会
高度専門医療研究部会

厚生労働省独立行政法人評価委員会高度専門医療研究部会（以下「部会」という。）において、部会所管の各独立行政法人国立高度専門医療研究センター（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、本基準細則に基づき行うものとする。

1. 評価の概要

部会においては、次の 2 つの評価を行う。

(1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（厚生労働省独立行政法人評価委員会（総会）における評価に先立ち、部会において行う評価（以下「一次評価」という。）に限る。）

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の 2 つを併せて行うものとする。

(1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① 法人の行う研究・開発及び医療提供の業務が、公衆衛生の向上及び増進にどの程度寄与するものであったか。
 - ・厚生労働大臣から指示のあった中期目標に則り、必要な研究・開発を効率的に進め、有効な成果が得られているか。
 - ・我が国の医療の向上に貢献するため、調査研究の実施及び質の高い医療従事者の養成に努めているか。

- ② 法人が、効率性、有効性、透明性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。
- ・ 法人の業務運営の透明化が図られているか。
 - ・ 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか。
 - ・ 法人の業務運営が、関係法令等を遵守して適正になされているか。
 - ・ 法人の長がリーダーシップを発揮した的確な業務運営が行われ、法人としての利点を活かした法人のマネジメントがなされているか。

(2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

- ① 個別的な評価に当たっては、以下のような方法により個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。
- ・ 業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
 - ・ 業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績と中期計画との間にかい離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
 - ・ 予算計画等について業務ごとに計画と実績の差異がある場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
 - ・ 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
 - ・ 業務実績のうち個別の研究課題にかかる評価は、外部専門家等が行う研究評価の結果を考慮するものとする。また、財務内容の評価に当たっては、法人の監事の監査報告書や会計監査人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くこととする。
- ② 評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。
- (判定基準)
- 「S」：中期計画を大幅に上回っている。
- 「A」：中期計画を上回っている。
- 「B」：中期計画に概ね合致している。
- 「C」：中期計画をやや下回っている。
- 「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。
- ③ また、個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 業務実績という結果だけでなく、その結果を導くに要した費用についても考慮するものとする（費用対効果）。
 - ・ 独立行政法人化の利点（財務の弾力的運用等）の活用状況についても勘案するものとする。

- ・ 中期計画に掲げられている具体的な取組内容に対するものだけでなく、当該項目の評価材料となる実績がある場合には、これらを考慮するものとする。
 - ・ 中期目標の達成に向けて意欲的に取り組めるよう、インセンティブを与える制度や環境が整備されているか、その制度や環境がモニタリング等により適切に見直されているかについても、考慮するものとする。
 - ・ 特に高い実績を上げた業務又は著しく実績が悪化した業務があった場合などについては、そのような業務の評価結果が人事や処遇等に適切に反映されているかなどについても考慮するものとする。
 - ・ 中期目標期間の終了に向け、個々の業務（特に実績が悪化傾向にある業務や新規に立ち上げた業務）が、中期的観点から法人業務全体の中でどのように扱われるべきか考慮しながら評価するものとする。
- ④ その他、年度末に残った利益又は運営費交付金債務の処理については、独立行政法人制度の趣旨を踏まえて、以下の事項に留意する。
- ・ 法人から利益の残余を中期計画に定めた剰余金の使途に充てるために承認申請がある場合には、それが法人の経営努力により生じたものであるかを適切に確認するものとする。
 - ・ 運営費交付金が全額収益化されず、運営費交付金債務として残されている場合には、当該債務の発生理由を把握し、その妥当性について評価するものとする。
- (3) 部会における評価の具体的な実施方法
- ① 法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。
 - ② 評価に当たっては、法人からヒアリングを実施し、本基準細則に基づき評価を行う。
 - ③ 評価を決定した後、評価結果の法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。

3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標に係る業務の実績に関する評価は、2の(1)及び2の(2)に準じて行うこととする。また、部会における評価の具体的な実施方法は次の通りとする。

- (1) 評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により中期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。
 - ① 法人は、中期目標最終年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する暫定報告を提出する。
 - ② 暫定評価に当たっては、法人からヒアリングを実施し、本基準細則に基づき中期目標期間に係る一次評価を行う。（当該一次評価を基に厚生労働省独立行政法人評価委員会（総会）において暫定評価を決定する。）
- (2) 中期目標期間終了後、①の暫定評価結果を踏まえつつ、次の手順により最終評価を行うこととする。
 - ① 法人は、中期目標期間終了後、翌年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に関する最終報告を提出する。
 - ② 最終評価に当たっては、必要に応じ法人からヒアリングを実施し、本基準細則に

に基づき中期目標期間に係る一次評価を行う。(当該一次評価を基に厚生労働省独立
行政法人評価委員会(総会)において最終評価を決定する。)